ビジネス・ブレークスルー大学 学長 大 前 研 一 殿

公益財団法人 大 学 基 準 協 会 会長 納 谷 廣 美

異議申立に対する裁決

標記について、貴大学からの異議申立に対して、経営系専門職大学院認証評価に関する規程第36条に基づき行った本協会の裁決は次のとおりです。

裁

異議申立に係る判定には、その基礎となる事実に誤りはなく、異議申立には理由が認められない。

理由

1 事実

異議申立趣意書(平成27年4月2日付)の提出を受け、同年4月8日に経営系専門職大学院異議申立審査会を開催し、慎重に審議を行った。

また、同審査会の審議結果により作成された裁決(案)については、同年5月19日開催の本協会理事会において審議を行い、決定した。

2 異議申立の趣旨及び要旨

2012 (平成 24) 年度に本協会が実施した貴大学大学院経営学研究科グローバリゼーション専攻に対する認証評価において、(1)専任教員としての能力(評価の視点 3-4)、(2)教員の教育研究条件(評価の視点 3-17 及び 3-18)、(3)自己点検・評価(評価の視点 8-1)及び(4)改善・向上のための仕組みの整備(評価の視点 8-3)に重大な問題を有すると判断した結果、本協会の「経営系専門職大学院基準」に適合していないと判断した。

このたびの異議申立の趣旨は、当該専攻に対する認証評価(追評価)結果において、専任教員としての能力(評価の視点 3-4)及び教員の教育研究条件(評価の視点 3-17 及び 3-18)の問題事項について、改善されたものとは判断できず、これらの問題を受けて、自己点検・評価(評価の視点 8-1)及び改善・向上の仕組みの整備(評価の視点 8-3)についても、改善傾向にはあるものの、現時点で改善されたとは判断できないとした。本協会の「経営系専門職大学院基準に適合していない」との判定を取り消し、本協会の「経営系専門職大学院基準に適合している」との認定を求めるものである。

上記の判定理由に対して、貴大学より申し立てられた異議は、大要以下の2点である。すなわち、1点目の申立は、本協会の評価基準そのものに関して、法令の遵守状況のみをもって基準に適合しているか否かを判定するものではないとしている点に対し、「法の予定する認証評価のあるべき姿については、各大学における『多様で特色ある教育活動』、『機動的、弾力的な組織』、『個性輝く大学』、『教育研究上の特色、持ち味』が尊重される制度である。他方で、今回、基準協会の適用した評価基準、評価については、このような制度趣旨との整合性に大きな疑いがもたれると考えられる。それ故、認証評価のあるべき姿に戻り、大学の個性、特徴を尊重すべきと考えるところであり、基準協会においても今回の評価についてそのあり方の根本に戻って再考を促すものである。」(原文ママ)とするものである(異議申立理由書・異議 No. 1)。

2点目の申立は、本協会の評価基準において「"専任教員"の定義について明文化されて いない。」、「教員組織(ファカルティ・ディベロップメント)の最も重要な事は、DP・ 本学の目的を達成する為に必要なカリキュラムを、最も有効に教える事ができ、また Going Concern として、それを継続していくことができる体制と仕組みを構築する事だと考 ている。実践的な経営、あるいは、ビジネスの最先端の経営を教授する為には、実際に経 営の現場に携わっている方や、既に企業経営で明らかな功績・実績を残された方に教えて 頂くことが、最も有効な方法の1つだと考えている。(中略)他方で、企業経営の現場に 携わる方は、当然の事ながら、フルタイムでの雇用は困難である。また 100%オンライン の大学院として地理的・時間的な制約を受けないという強みをFDにおいても活用する為 に、・多忙な経営者とインストラクショナル・デザインのプロがチームを組んでカリキュ ラムや科目、授業を設計し、・TV 番組の撮影・制作のプロが、教員の講義を撮影・編集 し、・パワーポイント等の講義における学習教材は、プレゼンテーション資料作成のプロ が指導教員の意を汲んで作成し、・また、世界中に在住し、ウェブ上で昼夜の別なく24時 間進められる学生間のディスカッションのファシリテーションについては、より長時間の コミットができる複数のTAがシフトを組んで担当し、教員がスーパーバイズする。・そ して、ウェブ上の学習空間(エア・キャンパス)へのアクセスを常時保証する為に、シス テムスタッフとITセキュリティ会社が24時間、365日、システムの稼働を監視する。(中 略)本学は『機能別のファカルティ・デベロップメント』を実施している。」(原文ママ) としている(異議申立理由書・異議 No. 2)。

3 異議申立理由に対する判断

本協会の「経営系専門職大学院基準に適合していない」との判定に関しては、経営系専門職大学院認証評価委員会における評価結果(案)の作成及び理事会における同(案)の承認について、経営系専門職大学院認証評価に関する規程に定められた適正なプロセスを経ており、また、その判定の基礎となる根拠資料の取り扱いに瑕疵はなく、事実を誤認したとの結論には至らない。

また、経営系専門職大学院認証評価に関する規程第35条第1項は「異議申立は、経営系専門職大学院基準に適合していないとの判定について、その結論の基礎となっている事実誤認の有無についてのみ、根拠となる関連資料を付して行うことができる」と規定しているところ、申し立てられた異議の理由は、評価基準そのものに対する意見表明であって、本評価における判定の基礎となっている事実に係るものではなく、異議申立審査の対象とはならない。

以上